

Rastogi, S. C., J. Vikelsoe, G. H. Jensen, E. Johansen and L. Carlsen, Migration of phthalates from teethingers. Ministry of Environment and Energy, National Environmental Research Institute, Roskilde, Denmark. Research notes from NERI no.64.

杉田たき子, 河村葉子, 谷村雅子, 松田りえ子, 新野竜大, 石橋亨, 平林尚之, 松木容彦, 山田隆, 米谷民雄 (2003) 乳幼児用軟質ポリ塩化ビニル製玩具からのフタル酸エステル暴露量の推定. 食衛誌 44(2):96-102.

Steiner, I., L. Scharf, F. Fiala, and J. Washüttl (1998) Migration of di-(2-ethylhexyl) phthalate from PVC child articles into saliva and saliva simulant. Food Addit Contam 15(7):812-817.

小児科と小児歯科の保健検討委員会 (2006) おしゃぶりについての考え方. 日本小児科学会雑誌.109:780-781.

Wittassek, M., W. Heger, H. M. Koch and K. Becker (2007) Daily intake of di(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) by German children - A comparison of two estimation models based on urinary DEHP metabolite levels. Int. J Hyg Environ-Health 210:35-42

リスクの試算

リスクの試算については、2002年（平成14年）の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・器具容器包装合同部会報告の内容を参照し、検討した。ただし、ここでの評価は、総合的なリスク評価を行ったものではなく、リスク管理の観点からその物質を使用する／しないの判断をすることを目的として、動物試験における無毒性量（NOAEL）を評価し、ヒトでの推定暴露量と比較し、安全域（Margin of safety、MOS）の広さについて状況判断することとした。

1. 無毒性量と安全域の目安

各物質についての一般毒性試験、生殖毒性試験、発生毒性試験における無毒性量（又は最小毒性量）及びその根拠となった動物試験の動物種、投与期間、投与方法もしくは毒性所見を表3に示す。

表3 フタル酸エステル類の主な毒性試験結果まとめ

	無毒性量（又は最小毒性量）（mg/kg 体重/日）		
	一般毒性	生殖毒性	発生毒性
DEHP	1 LE ラット 14日間 強制経口 精巣毒性	3-5 SD ラット 多世代 混餌 F1・F2の精巣の発育異常	44 CD-1 マウス 妊娠0日目から17日目まで 混餌 胎児の形態異常
BBP	120（最小毒性量） Fischer344/N ラット 2年間 混餌 雄の腎臓毒性、精巣毒性	100 SD ラット 2世代 強制経口 F1の精巣の発育異常	50 CD(SD)ラット 2世代 混餌 F1・F2の雄のAGD短縮
DBP	142 Wistar ラット 90日間 混餌 雌の肝臓・腎臓毒性、雄の赤血球の減少、精巣毒性	1.5-3.0（最小毒性量） CD(SD)IGS ラット 妊娠15日目から生後21日目まで 混餌 雄児の精巣の発育異常、雌雄児の乳腺の変化	1.5-3.0（最小毒性量） CD(SD)IGS ラット 妊娠15日目から生後21日目まで 混餌 雄児の精巣の発育異常、雌雄児の乳腺の変化

DINP	15 Fischer344 ラット 2年間 混餌 肝臓毒性	560 SD ラット 2世代 混餌 最高用量で影響なし	100 SD ラット 妊娠6日目から15日目まで 強制経口 胎児の形態異常
DIDP	15 ビーグル犬 90日間 混餌 肝臓毒性	427-929 Crj:CDBR VAF Plus ラット 2世代 混餌 最高用量で影響なし	40 Wistar ラット 妊娠6日目から15日目まで 強制経口 胎児の形態異常
DNOP	37 SD ラット 90日間 混餌 肝臓毒性、甲状腺毒性	350 SD ラット 90日間 混餌 最高用量で影響なし	4890(最小毒性量) SD ラット 妊娠5、10、15日目 腹腔内 胎児の発育遅延 胎児の形態異常

表3より、各物質について無毒性量の最小値を求め、これを踏まえて、各物質について安全域の広さの目安を表4のとおり設定した。各物質の毒性指標は生殖発生毒性を中心に、また、DINP、DIDP、DNOPについては生殖発生毒性についての評価が十分でないという見解があるため、一般毒性も指標として考慮した。安全域の広さの目安にあたっては、不確実性として

①種差について×10

②個体差について×10

を考慮することを基本にしたが、物質によっては更に、

③動物試験の最小毒性量（LOAEL）を低用量側へ外挿する場合×～10

④動物試験の結果から、ヒトの生殖・発生への影響を評価するにはデータが不十分との見解がある場合×～10、

⑤無毒性量が求められた動物試験の暴露期間が慢性毒性などを評価するために十分に長期間ではない場合×～3

の不確実性を加味した。

表4 フタル酸エステルの安全域の目安

	生殖発生毒性又は一般毒性試験結果に関する無毒性量 (mg/kg 体重/日)		安全域の目安	種差及び個体差を考慮した100の安全域以上の安全域を設定した場合の考え方
DEHP	4	SD ラット/多世代	100	
BBP	50	CD(SD)ラット/2世代	100-1000	ヒトの生殖・発生への影響を評価するにはデータが不十分との見解があるため ×10
DBP	2 (LOAEL)	CD(SD)IGS ラット/ 妊娠 15 日目～生後 21 日目	100-1000	最小毒性量を低用量側に外挿するため ×10
DINP	100	SD ラット/ 妊娠 6 日目～15 日目	100-1000	ヒトの生殖・発生への影響を評価するにはデータが不十分との見解があるため ×10
	15	Fischer344 ラット/2年間	100	
DIDP	40	Wistar ラット/ 妊娠 6 日目～15 日目	100-1000	ヒトの生殖・発生への影響を評価するにはデータが不十分との見解があるため ×10
	15	ビーグル犬/90日間	100-300	試験期間が短いため×3
DNOP	350	SD ラット/90日間	100-1000	ヒトの生殖・発生への影響を評価するにはデータが不十分との見解があるため ×10
	37	SD ラット/90日間	100-300	試験期間が短いため×3

は一般毒性に関する無毒性量

2. 暴露量の推定

乳幼児のフタル酸エステル類の暴露において、Mouthing が乳幼児に特有かつ主要な暴露経路と考えられており、Mouthing による暴露量について推定した。

2002 年（平成 14 年）の部会報告では、乳幼児のポリ塩化ビニル製のおもちゃからのフタル酸エステルの暴露量の推定については、1999、2000 年度（平成 11、12 年度）に実施された乳幼児 40 例の Mouthing 行動調査による Mouthing 時間と 1999 年度（平成 11 年度）の成人ボランティア 25 例による DINP 含有 39% のポリ塩化ビニル製試験片の Chewing による 15 分間の唾液

中溶出試験の結果から、以下のとおりの仮定のもとに暴露量の推定を行っている。

- ① 暴露評価の対象となった6・10ヶ月児の平均体重は、算術平均の8.37kgを採用する(1990年のデータによる)。
- ② おもちゃは便宜的にすべてポリ塩化ビニル製とみなす。(当時の報告には、(社)日本玩具協会によると、日本で製造されたおしゃぶり、歯がためには、ポリ塩化ビニルは用いられていないとある)。
- ③ DEHP か DINP のどちらか一方のみがすべてのおもちゃに含まれるとし、その含量は Chewing 試験の条件と同じ39%とみなす。
- ④ おもちゃからの DEHP と DINP の溶出挙動は同じとみなす。
- ⑤ 成人の Chewing と乳幼児の Mouthing によるおもちゃからの DINP の溶出挙動は同じと見なす。
- ⑥ 乳幼児が口腔中に含むおもちゃの表面積は 10cm^2 とする。

今回の暴露量の推定に当たっては、Mouthing 時間について、乳幼児の Mouthing 行動について、前回報告後追加調査された10例を加えた計50例の調査結果を使用し、唾液中溶出量については、前回報告と同様の成人ボランティア25例によるDINP含有ポリ塩化ビニル製試験片のChewingによる唾液中溶出試験の結果を使用し、これらから、前回同様の上記①～⑥の仮定のもとに暴露量を推定した。ただし、6・10ヶ月児の平均体重については、2000年のデータを使用し、8.36kgとし、③、④、⑤については、すべてのフタル酸について同じとみなした。

暴露量の推定はモンテカルロ法による暴露量分布の推定及び点推定法を用いた最大暴露推定を行うこととし、前回同様、おしゃぶりとその他のものとはMouthing行動が異なり、おしゃぶりはMouthing時間が長くなる傾向があることを考慮し、おしゃぶりを除く場合と含む場合の両方についてMouthing時間を推定し試算することとした。

(1) モンテカルロ法による推定暴露量

モンテカルロ法により、推定暴露量の95パーセンタイル値と50パーセンタイル値を試算した。

乳幼児のおしゃぶりを含む「総Mouthing時間」または「おしゃぶりを除くMouthing時間」と「成人のChewingによる唾液中への溶出量のデータ」に連続分布を適合させ、その分布からそれぞれ無作為に値を抽出し、その積を20,000回求めた結果から得た暴露量分布の各パーセンタイル値を求めた。乳幼児のMouthing時間や成人のChewingによる溶出量はそのデータ分布が最も適合する分布を用いた。おしゃぶりを含む総Mouthing時間は長時間側

では適合があまり良好ではなかったが、最大極値分布が適合した。これは、Mouthing 時間が長くなる傾向にあるおしゃぶりの使用データによると考えられ、おしゃぶりを除く Mouthing 時間は正規分布に適合した。また、唾液中溶出試験結果については、例数が少なく二峰性の分布であり、単一の連続分布への適合が良好ではなかったが、ガンマ分布が適合した。

試算結果を表5に示す。推定暴露量の50パーセンタイル値は、おしゃぶりを含む総 Mouthing で 0.0151 mg/kg 体重/日、おしゃぶりを除く Mouthing で 0.0135 mg/kg 体重/日、95パーセンタイル値は、おしゃぶりを含む総 Mouthing で 0.0493 mg/kg 体重/日、おしゃぶりを除く Mouthing で 0.0364 mg/kg 体重/日と試算された。

表5 モンテカルロ法における暴露量分布のパーセンタイル値

パーセンタイル	モンテカルロ法により試算された暴露量 (mg/kg 体重/日)	
	総 Mouthing	おしゃぶりを除く Mouthing
50%	0.0151	0.0135
60%	0.0186	0.0162
70%	0.0228	0.0194
80%	0.0286	0.0234
90%	0.0388	0.0301
95%	0.0493	0.0364
99%	0.0762	0.0500
100%	0.1958	0.0966

(2) 点推定法による最大暴露量推定

Mouthing 時間として、乳幼児 50 例の Mouthing 行動調査の結果より、おしゃぶりを含めた総 Mouthing 時間の最大値 351.8 分、おしゃぶりを除く Mouthing 時間の最大値 154.5 分を用い、また、成人の Chewing による唾液中溶出試験の結果から、唾液中溶出量の最大値 (10cm²・60 分換算量) 241.04 μg を用いて、点推定法による最大の暴露量推定を行った。その結果、最大推定暴露量は、総 Mouthing で 0.169mg/kg 体重/日、おしゃぶりを除いた総 Mouthing で 0.0742 mg/kg 体重/日と試算された。

なお、点推定法による最大推定暴露量は、モンテカルロ法による推定暴露量における 99.92 パーセンタイル値を超えるものであった。

3. リスクの試算

1. に示した各物質の無毒性量 A と 2. の (1)、(2) により試算した推定

暴露量 B との比と、表 4 にまとめた各物質の安全域の目安の関係をみることでリスクの程度を評価した。その結果を表 6～8 に示す。なお、一般毒性も指標として考慮した DINP、DIDP、DNOP の評価にあたっては、無毒性量とそれに対応した安全域の目安を勘案し、最も安全側に立って評価を実施した。

表 6 のモンテカルロ法による 50 パーセンタイル値の推定暴露量を用いたリスクの試算では、おしゃぶりを含めた総 Mouthing による暴露量推定でも、DBP を除き、安全域の目安を割り込む暴露は起こりにくいと予想され、平均的な乳幼児では、フタル酸エステルの健康影響は大きくないと考えられる。

しかしながら、表 7 のモンテカルロ法による 95 パーセンタイル値の推定暴露量を用いたリスクの試算では、DEHP、BBP、DBP 及び DIDP については、おしゃぶりを含む総 Mouthing による暴露量推定では、いずれも安全域の目安を割り込む暴露が起こるおそれがあり、このうち、DBP については、おしゃぶりを除いた Mouthing による暴露量推定でも安全域の目安を割り込むおそれのある暴露が起こる可能性を否定できない。

さらに、最大の暴露推定である点推定法による推定暴露量を用いたリスクの試算では、表 8 にあるように、6 種全てのフタル酸エステルで、おしゃぶりを含む総 Mouthing で安全域の目安を割り込むおそれがあり、このうち、DEHP、BBP、DBP 及び DIDP については、おしゃぶりを除いた Mouthing による暴露量推定でも安全域の目安を割り込むおそれのある暴露が起こる可能性を否定できないと予想される。

なお、点推定法による暴露量の推定は、モンテカルロ法による 99.92 パーセンタイル値に該当し、極めて稀なケースを想定したものではあるが、以下のような要素を勘案すると安全側に立った推定として考慮すべきであると考えられる。

- ・ どの子どもも発達中のある時期に長時間 Mouthing する期間を経ることが明らかにされていること。
- ・ 我が国の調査による、おしゃぶりを含めた総 Mouthing 時間の最大値 351.8 分は米国、カナダで報告されている最大値の範囲であり、外れ値とは必ずしもみなせないこと。
- ・ 乳幼児のフタル酸エステルの暴露は、Mouthing の他にも、母体経由の暴露、粉ミルクによる暴露、身の回りの日用品の Mouthing による暴露又はその他環境からの追加の暴露が考えられること。

表6 モンテカルロ法による推定暴露量分布によるリスク試算(50パーセントイル)

	NOAEL:A mg/kg 体重/日		推定暴露量分布による試算値:B mg/kg 体重/日	MOS:A/B		MOSの目安
				総 Mouthing	おしゃぶり除く	
DEHP	4	ラット多世代	総 Mouthing 0.0151	264	296	100
BBP	50	ラット2世代	おしゃぶり除く 0.0135	3311	3703	100-1000
DBP	2(LOAEL)	ラット妊娠期		132	148	100-1000
DINP	100	ラット出生前		6622	7407	100-1000
DIDP	40	ラット妊娠期		2649	2962	100-1000
DNOP	37	ラット90日間		2450	2740	100-300

表7 モンテカルロ法による推定暴露量分布によるリスク試算(95パーセントイル)

	NOAEL:A mg/kg 体重/日		推定暴露量分布による試算値:B mg/kg 体重/日	MOS:A/B		MOSの目安
				総 Mouthing	おしゃぶり除く	
DEHP	4	ラット多世代	総 Mouthing 0.0493	81	109	100
BBP	50	ラット2世代	おしゃぶり除く 0.0364	1014	1373	100-1000
DBP	2(LOAEL)	ラット妊娠期		40	54	100-1000
DINP	100	ラット出生前		2028	2747	100-1000
DIDP	40	ラット妊娠期		811	1098	100-1000
DNOP	37	ラット90日間		750	1016	100-300

表8 点推定法による最大暴露シナリオによるリスク試算

	NOAEL:A mg/kg 体重/日		最大暴露量の試算値:B mg/kg 体重/日	MOS:A/B		MOSの目安
				総 Mouthing	おしゃぶり除く	
DEHP	4	ラット多世代	総 Mouthing 0.169	23	53	100
BBP	50	ラット2世代	おしゃぶり除く 0.0742	295	673	100-1000
DBP	2(LOAEL)	ラット妊娠期		11	26	100-1000
DINP	100	ラット出生前		591	1346	100-1000
DIDP	40	ラット妊娠期		236	538	100-1000
DNOP	37	ラット90日間		218	498	100-300

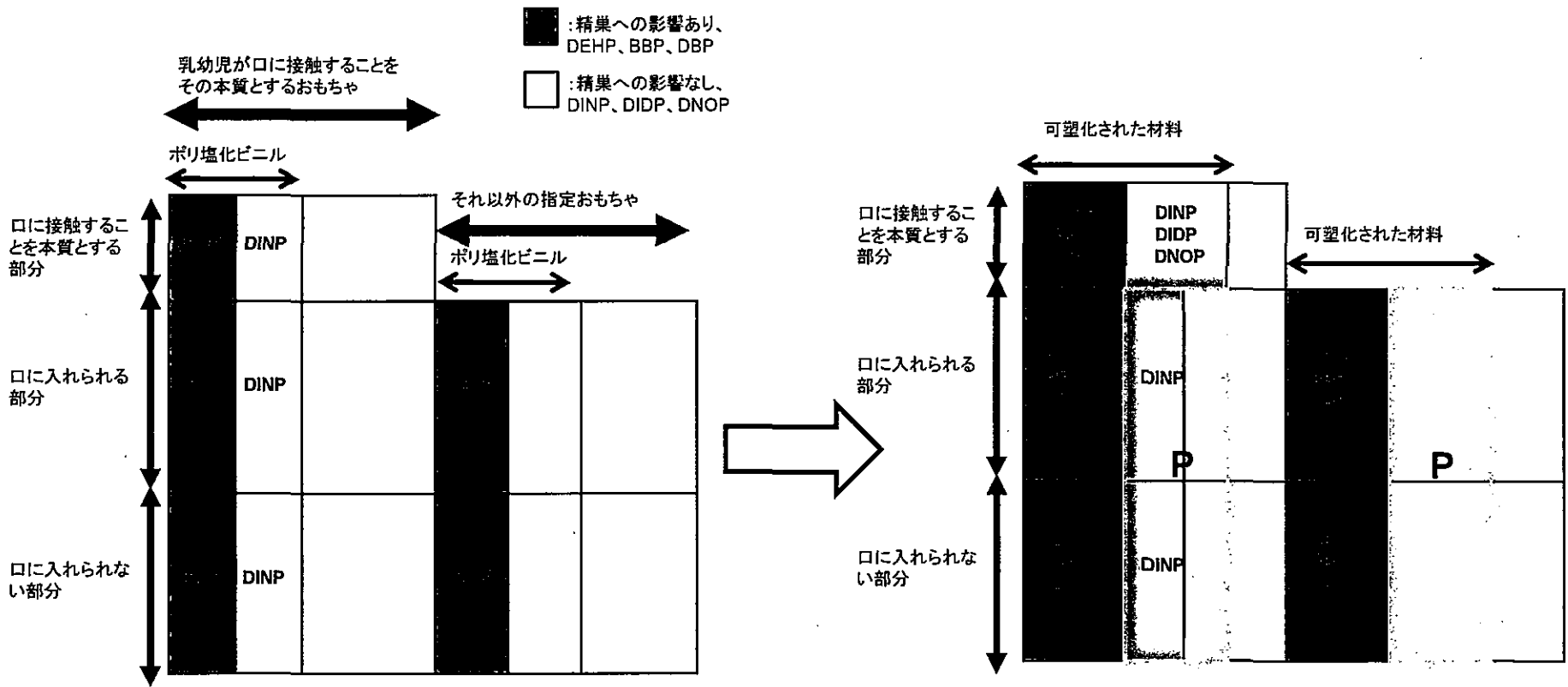
□: 精巢への影響が認められているもの

■: 安全域の目安の幅を最大限考慮し、目安を最も割り込む暴露が起こりうる場合の MOS

指定おもちゃに使用されるフタル酸エステルの規格基準の改正(イメージ図)

現行

改正案



プロパモカルブ (Propamocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤 病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を発揮すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請： はくさい、たまねぎ										
我が国の登録状況	農薬登録： ばれいしょ、レタス、きゅうり、しょうが										
諸外国の状況	カリフラワー、レタス、畜産物等に国際基準が設定されている。 米国においてばれいしょ、うり科野菜等に、カナダにおいてきゅうり、畜産物等に、EUにおいてレモン、りんご、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.29 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 29.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロパモカルブ(親化合物)										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">18.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">9.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.2	幼小児(1～6歳)	18.6	妊婦	9.2	高齢者(65歳以上)	12.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.2										
幼小児(1～6歳)	18.6										
妊婦	9.2										
高齢者(65歳以上)	12.1										
意見聴取の状況	平成 22 年 5 月 19 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米を含む。)	0.1	0.1				
ぼれいしよ	0.3	0.5	○	0.3		<0.02,<0.02/<0.02,<0.02
てんさい	0.2	0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	1	5.0		1		
はくさい	10		申			0.692,4.50(\$)/1.60,2.46
キャベツ	0.1	0.1				
芽キャベツ	1.0	1.0				
チンゲンサイ	0.5	0.5				
カリフラワー	0.2	0.2		0.2		
ブロッコリー	0.5	0.5				
その他のあぶらな科野菜	0.5	0.5				
チコリ	2	1.0		2		
レタス	10	10	○	100		1.81,0.57
たまねぎ	0.05		申			0.012,<0.009
ねぎ	3.0	3.0				
セロリ	0.2	0.2				
トマト	2	1.0		2		
ピーマン	3	1.0		3		
なす	0.3	0.1		0.3		
その他のなす科野菜	2	2				[0.51, 1.46(#)] (韓国)
きゅうり	5	2.0	○	5		0.39,0.42/1.40(#),1.44(#)
かぼちや	5	0.5		5		
しろり	5	0.5		5		
すいか	0.5	0.5		5		
メロン類果実	0.5	0.5		5		
まくわうり	0.5	0.5		5		
その他のうり科野菜	5	0.5		5		
ほうれんそう	40	10		40		
たけのこ	0.2	0.2				
しょうが	10	10	○			10.2(#),19.4(#),5.17(#) /0.79(#),4.52(#)
その他の野菜	0.2	0.2				
いちご	0.1	0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
とうがらし(乾燥させたもの。)	10			10		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

プロパモカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米を含む。)	0.1
ばれいしよ	0.3
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
はくさい	10
キャベツ	0.1
芽キャベツ	1.0
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.5
チコリ	2
レタス	10
たまねぎ	0.05
ねぎ	3.0
セロリ	0.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
かぼちや(スカッシュを含む。)	5
しろりり	5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわり	0.5
その他のうり科野菜 ^{注3)}	5
ほうれんそう	40
たけのこ	0.2
しょうが	10
その他の野菜 ^{注4)}	0.2
いちご	0.1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注6)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの。)	10

※今回残留基準を設定するプロパモカルブには、プロパモカルブ及びプロパモカルブ塩酸塩が含まれる。

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

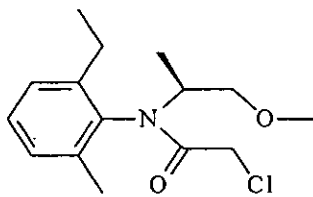
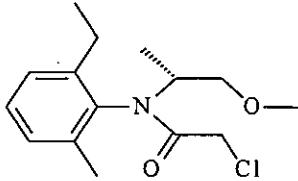
注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メトラクロール (Metolachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【S体】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【R体】</p> </div> </div>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系の除草剤。 主に超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、植物の生長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって、植物を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	農薬登録申請：とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等／一年生雑草等										
我が国の登録状況	とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等に農薬登録がなされている。活性成分であるS体の比率を高めた製剤について新規登録申請が行われている。）										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において豆類、ひまわりの種子、卵、乳等に、カナダにおいてりんご、桃等に、欧州連合 (EU) においてチコリ、いちご等に、オーストラリアにおいて大麦、小麦、かんしょ等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.097 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 9.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトラクロール (S体とR体の和とする)										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">3.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.5	幼小児 (1~6歳)	3.1	妊婦	1.3	高齢者 (65歳以上)	1.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.5										
幼小児 (1~6歳)	3.1										
妊婦	1.3										
高齢者 (65歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1				
小麦	0.1	0.1				
大麦	0.1	0.1				
ライ麦	0.1	0.1				
とうもろこし	0.1	0.1	○・申	0.1	米国	<0.01(n×12) 【<0.08(n=12)】(米国とうもろこし)
そば	0.1	0.1				
その他の穀類	0.3	0.3				
大豆	0.2	0.2	○・申	0.2	米国	<0.005,<0.005(＃) 【0.08-0.11(n=14)】(米国大豆)
小豆類	0.2	0.3	○・申			<0.01(n×4)(いんげんまめ), <0.05,<0.05(べにばないんげん)
えんどう	0.3	0.3				
そらまめ	0.3	0.3				
らっつかせい	0.2	0.5	○・申	0.2	米国	<0.01,<0.01(＃) 【<0.08-0.13(＃)(n=18)】(米 国らっつかせい)
その他の豆類	0.3	0.3				
ばれいしよ	0.2	0.2	○	0.2	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(＃)(n=16)】(米 国ばれいしよ)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 <0.01,<0.01(＃) 【<0.1(＃)(n=6)】(豪州かん しよ)
かんしよ	0.1	0.1	○・申	0.2	豪州	<0.005,<0.005
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.1	○			<0.01,<0.01
こんにやくいも	0.05	0.1	○・申			
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.1	0.1	○・申	0.5	米国	<0.01,<0.01/<0.005,<0.005(＃) 【<0.08-0.32(＃)(n=22)】(米 国てんさい)
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.005,<0.005(＃) 【<0.08-0.14(＃)(n=8)】(米 国だいこん(根部))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.1	○			<0.01/<0.005(＃)
かぶ類の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(＃)(n=8)】(米 国だいこん(根部))
かぶ類の葉	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
西洋わさび	0.3	0.1		0.3	米国	【<0.08-0.14(＃)(n=8)】(米 国だいこん(根部))
クレソン		0.1				
はくさい	0.1	0.1				
キャベツ	0.05	1	○・申			<0.01(n×4)
芽キャベツ	1	1				
ケール		0.02				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー	0.02	0.02				
ブロッコリー	0.02	0.02				
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
しゆんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜		0.1 0.1 0.1				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05	1 0.1	○			<0.01,<0.01(#)
にんにく	1	1				
にら		0.1				
アスパラガス	0.1	0.1				
わけぎ		1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01,<0.01,<0.05(#)
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のせり科野菜	0.1	0.1				
トマト	0.1	0.07			0.1 米国	【<0.08(n=15)】(米国トマト)
ピーマン	0.1	0.1				
その他のなす科野菜	0.5	0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう	0.3	0.3				
たけのこ		0.05				
しょうが		0.1				
未成熟えんどう	0.3	0.3				
未成熟いんげん	0.3	0.3	○		0.5 米国	<0.01,<0.01 【<0.08(n=5)】(米国いんげん まめ) <0.01,<0.01 【米国のいんげんまめ、えんどう まめ参照】
えだまめ	0.3	0.3	○		0.5 米国	
その他の野菜	0.05	0.05	○			
りんご	0.1	0.1			0.1 カナダ	【<0.08(#)(n=8)】(米国リン ご)
日本なし	0.1	0.1			0.1 カナダ	【<0.08(#)(n=3)】(米国なし)
西洋なし	0.1	0.1			0.1 カナダ	【<0.08(#)(n=3)】(米国なし)
もも	0.1	0.1				
ネクタリン	0.1	0.1				
あんず(アプリコットを含む。)	0.1	0.1				
すもも(プルーンを含む。)	0.1	0.1				
うめ	0.1	0.1				
おうとう(チェリーを含む。)	0.1	0.1				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子	0.05	0.05				
べにばなの種子	0.1	0.1				
綿実	0.1	0.1				
なたね	0.05	0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん	0.1	0.1				
くり	0.1	0.1				
ペカン	0.1	0.1				
アーモンド	0.1	0.1				
くるみ	0.1	0.1				
その他のナッツ類	0.1	0.1				
その他のスパイス		0.3				
その他のハーブ	0.1	0.1			0.1 米国	【米国のセルリー(茎葉野菜) 参照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
牛の筋肉		0.03				
豚の筋肉		0.03				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.2				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.04				
豚の食用部分		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.04				
乳		0.03				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.04				
その他の家きんの肝臓		0.04				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				
ミネラルウォーター類		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

メトラクロール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類(注1)	0.3
大豆	0.2
小豆類	0.2
えんどう	0.3
そらまめ	0.3
らつかせい	0.2
その他の豆類(注2)	0.3
ぼれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.05
てんさい	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.3
クレソン	0
はくさい	0.1
キャベツ	0.05
芽キャベツ	1
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.1
たまねぎ	0.05
にんにく	1
アスパラガス	0.1
にんじん	0.05
その他のせり科野菜(注4)	0.1
トマト	0.1
ピーマン	0.1
その他のなす科野菜(注5)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
ほうれんそう	0.3
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜(注6)	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
もも	0.1
ネクタリン	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	0.1
すもも(プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	0.1
ひまわりの種子	0.05
べにばなの種子	0.1
綿実	0.1
なたね	0.05
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類(注7)	0.1
その他のハーブ(注8)	0.1

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルシラゾール(Flusilazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 エルゴステロールの生合成過程において、2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより、菌類の正常な生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請;とうがらし/うどんこ病、かんきつ類/柑橘そうか病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。 米国において大豆、えだまめ等に、カナダにおいてりんご、バナナ等に、EUにおいてオレンジ、ぶどう等に、オーストラリアにおいてぶどう、さとうきび等に、ニュージーランドにおいてみかん、オレンジ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.14 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルシラゾール (ただし、畜産物に関してはフルシラゾールとその代謝物[bis(4-fluorophenyl)methyl]silanol)										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">22.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">57.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">21.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">20.1</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	22.4	幼小児(1~6歳)	57.3	妊婦	21.1	高齢者(65歳以上)	20.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	22.4										
幼小児(1~6歳)	57.3										
妊婦	21.1										
高齢者(65歳以上)	20.1										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報、消費者庁協議等手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.1		0.2		
大麦	0.2	0.1		0.2		
ライ麦	0.2	0.1		0.2		
とうもろこし	0.01			0.01		
そば	0.2			0.2		
その他の穀類	0.2	0.05		0.2		
大豆	0.05			0.05		
てんさい	0.05	0.01		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.3		IT		0.3 韓国	【0.22(とうがらし)】(韓国)
みかん			IT		0.1ニュージーランド	
なつみかんの果実全体	0.1		IT		0.1ニュージーランド	【ニュージーランドのマングリンレモンを参照】 【0.06-0.09(n=4)】(ニュージーランド)
レモン	0.1		IT		0.1ニュージーランド	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1		IT		0.1ニュージーランド	【ニュージーランドのマングリンレモンを参照】
グレープフルーツ	0.1		IT		0.1ニュージーランド	【ニュージーランドのマングリンレモンを参照】
ライム	0.1		IT		0.1ニュージーランド	【ニュージーランドのマングリンレモンを参照】
その他のかんきつ類果実	0.1		IT		0.1ニュージーランド	【0.06(マングリン)】(ニュージーランド)
りんご	0.3	0.2		0.3		
日本なし	0.3	0.2		0.3		
西洋なし	0.3	0.2		0.3		
マルメロ	0.3	0.2		0.3		
びわ	0.3	0.2		0.3		
もも		0.05		0.2		
ネクタリン	0.2	0.05		0.2		
あんず(アプレコットを含む。)	0.2	0.05		0.2		
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.5				
ぶどう	0.2	0.5		0.2		
バナナ	0.03	0.1		0.03		
ひまわりの種子	0.1	0.05		0.1		
なたね	0.1	0.05		0.1		
その他のオイルシード		0.05				
その他のスパイス		0.05				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.086
豚の筋肉	0.1					【牛の筋肉を参照】
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1					【牛の筋肉を参照】
牛の脂肪	1	0.01		1		
豚の脂肪	1			1		
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1			1		
牛の肝臓	2	0.02		2		
豚の肝臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2			2		
牛の腎臓	2	0.02		2		
豚の腎臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2			2		
牛の食用部分	2	0.02		2		
豚の食用部分	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2			2		
乳	0.05	0.01		0.05		
鶏の筋肉	0.2	0.01		0.2		
その他家きんの筋肉	0.2			0.2		
鶏の脂肪	0.2	0.01		0.2		
その他家きんの脂肪	0.2			0.2		
鶏の肝臓	0.2	0.01		0.2		
その他家きんの肝臓	0.2			0.2		
鶏の腎臓	0.2	0.01		0.2		
その他家きんの腎臓	0.2			0.2		

農薬名 フルシラゾール

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の食用部分	0.2	0.01		0.2		
その他家さんの食用部分	0.2			0.2		
鶏の卵	0.1	0.01		0.1		
その他の家さんの卵	0.1	0.01		0.1		
干しぶどう	0.3	1		0.3		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

フルシラゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.01
そば	0.2
その他の穀類(注1)	0.2
大豆	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
その他のなす科野菜(注2)	0.3
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注3)	0.1
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
びわ	0.3
ネクタリン	0.2
あんず(アプリコットを含む)	0.2
ぶどう	0.2
バナナ	0.03
ひまわりの種子	0.1
なたね	0.1
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分	2
豚の食用部分	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
その他家きんの筋肉(注5)	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
干しぶどう	0.3

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※うめ、おうとう(チェリーを含む。)、その他のオイルシードについては、現行基準が削除される。

ペントキサゾン (Pentoxazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	オキサゾリジンジオン系の除草剤。 クロロフィル合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害する。その結果として、光存在下で活性酸素を発生させることにより、細胞構成成分の酸化的な破壊をおこし、細胞構造を破壊して植物を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	適用拡大申請: ヒエ／水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.23 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 23.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペントキサゾン (親化合物) のみ										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 22 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
その他の穀類	0.05		申			<0.01, <0.01(ひえ)
魚介類	0.08		申			推:0.074

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

ペントキサゾン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
その他の穀類 ^{注)}	0.05
魚介類	0.08

注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

ルフエヌロン(Lufenuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤 昆虫表皮の主成分であるキチン質の合成を阻害し、幼虫の脱皮阻害を引き起こすことで殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請:大豆、レタス、ブロッコリー等/ハスモンヨウ、オオタバコガ等 インポートトレランス申請:とうがらし/タバコガ										
我が国の登録状況	だいこん、ねぎ、トマト、かんきつ類等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいてレタス、キャベツ等に、オーストラリアにおいて鶏卵、乳等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 1.42 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ルフエヌロン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">28.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">59.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">25.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">29.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	28.8	幼小児(1~6歳)	59.4	妊婦	25.6	高齢者(65歳以上)	29.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	28.8										
幼小児(1~6歳)	59.4										
妊婦	25.6										
高齢者(65歳以上)	29.9										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ルフェヌロン

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	EU	【<0.02(n=2) (EUとうもろこし)】
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.05	0.02	申			<0.005,0.012
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そらまめ		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む)		0.02				
かんしょ	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005/ <0.005(#),<0.005(#)
やまいも(長いもをいう)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい	0.2	0.2	○			0.046,<0.005/ 0.006,<0.005
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	0.05	○			<0.005(#),<0.005(#)/ <0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3	3	○			<0.005(#),<0.005(#)/ 0.52,1.28(\$)
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい	1	1	○			0.122,0.480/ 0.018,0.356
キャベツ	0.7	1	○			0.088,0.216(\$)/ 0.008,0.122
芽キャベツ	0.5	1		0.5	EU	【<0.02(n=1) (EU芽キャベツ)】
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー	2	0.02	申			0.74(\$),0.26
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス	1	0.02	申			0.356,0.066/ 0.470,0.418
その他のきく科野菜		0.02				

農薬名

ルフエヌロン

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ		0.02				0.991,0.252/ 0.672,0.174(葉ねぎ) 0.326,0.098/ 0.416,0.142(根深ねぎ)
ねぎ(リーキを含む)	2	3	○			
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ	1	3	○			0.38(\$), <0.05
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト	0.5	0.5	○			0.119(#),0.143(#)/ 0.083,0.056/ 0.096,0.098(トマト) 0.14,0.14(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.270(#),0.385(#)/ 0.174(#),0.432(#)/ 0.152,0.206
なす	0.5	0.5	○			0.110(#),0.046(#)/ 0.102(#),0.071(#), 0.062,0.048
その他のなす科野菜	0.5	0.02	IT	0.5	韓国	【0.12(n=1) (韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む)	0.3	0.02	申			0.098(#),0.128(#)/ 0.045,0.066/ 0.047,0.068
かぼちや(スカッシュを含む)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ	3	0.02	申			1.21(\$),0.400
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.02	0.3	○			<0.005, <0.005/ <0.005, <0.005(果肉)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.054, 0.034
レモン	0.3	0.3	○		1 EU	【0.13-0.23(n=3) (EUレモン)】 (かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○		1 EU	【0.05-0.21(n=15) (EUオレンジ)】 (かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○		1 EU	0.06(ゆず)、 0.10(かぼす) 【0.16-0.28(n=5) (EUマンダリン)】
りんご	0.7	1	○			0.202, 0.302/ 0.136, 0.26
日本なし	0.5	0.5			0.5 EU	【EUなし参照】
西洋なし	0.5	0.5			0.5 EU	【0.02-0.17(n=10) (EUなし)】
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご	1	1	○			0.40, 0.44/ 0.49, 0.32/ 0.27, 0.14
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう	1	1			1 EU	【0.08-0.25(n=4) (EUぶどう)】
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.2				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶	10	10	○			4.44,4.55/ 2.82,1.88(荒茶) 0.02,0.02/ <0.02,<0.02(浸出液)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス	3	0.3	○			0.661,0.76/ 1.22,1.08(みかんの果 皮)
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.046
豚の筋肉	0.1	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	1			1: オーストラリア	推:0.18
豚の脂肪	0.3	1			1: オーストラリア	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	1			1: オーストラリア	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	推:0.011
豚の肝臓	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01			0.01: オーストラリア	推:0.006
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(牛の肝臓参照)
乳	0.05	0.2			0.2: オーストラリア	推:0.024
鶏の筋肉	0.01	0.01				推:0.0033
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.2	1			1: オーストラリア	推:0.151
その他の家さんの脂肪	0.2	1			1: オーストラリア	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.03	0.01			0.01: オーストラリア	推:0.022
その他の家さんの肝臓	0.03	0.01			0.01: オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	推:0.0097
その他の家さんの腎臓	0.02	0.01			0.01: オーストラリア	(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.03	0.01			0.01: オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.03	0.01			0.01: オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.3	0.05			0.05: オーストラリア	推:0.12
その他の家さんの卵	0.3	0.05			0.05: オーストラリア	(鶏の卵参照)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ルフェエロン

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.05
かんしょ	0.02
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3
はくさい	1
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.5
ブロッコリー	2
レタス	1
ねぎ(リーキを含む)	2
わけぎ	1
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注1)	0.5
きゅうり(カーキンを含む)	0.3
えだまめ	3
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実(注2)	0.3
りんご	0.7
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
いちご	1
ぶどう	1
茶	10
その他のスパイス(注3)	3
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注5)	0.02
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きんの筋肉(注6)	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.3
その他の家きんの卵	0.3

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスライス以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5) 「食用部分」とは、は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※ マルメロ、びわについては、現行基準が削除される。

クロメプロップ (Clomeprop)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	フェノキシ酸系除草剤 根部、茎葉基部及び茎葉部から吸収された後、オーキシンの植物ホルモン作用を示し、雑草の正常なホルモン作用を攪乱することによって枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	水稻／水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0062 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.62 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロメプロップ本体 (ただし、水産物にあつては、クロメプロップ及び代謝物 B をクロメプロップに換算したものの和とする。)										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">15.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	9.7	幼小児 (1~6 歳)	15.1	妊婦	9.0	高齢者 (65 歳以上)	9.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	9.7										
幼小児 (1~6 歳)	15.1										
妊婦	9.0										
高齢者 (65 歳以上)	9.5										
意見聴取の状況	平成 22 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005 (#)
魚介類	0.3					推:0.24

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

クロメプロップ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.02
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するクロメプロップとは、水産物にあつては、クロメプロップ及び代謝物B[2-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオン酸]をクロメプロップ含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはクロメプロップのみをいう。

イミベンコナゾール (Imibenconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤。 糸状菌の細胞膜の膜構造を維持しているエルゴステロールの生合成過程に作用し、菌の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ、大豆等／うどんこ病、灰星病等										
我が国の登録状況	大豆等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0098 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18ヶ月 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 0.984 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: イミベンコナゾール (親化合物)、 代謝物 S3、代謝物 S10 及び代謝物 S15										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	27.1	幼小児 (1~6 歳)	65.2	妊婦	22.7	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	27.1										
幼小児 (1~6 歳)	65.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 5 月 19 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	0.3	0.5	○			0.08, <0.06(#)/<0.06(#), <0.06(#) /0.07(#)/0.06(#)	
小豆類		0.1					
えんどう		0.1					
そらまめ		0.1					
らっかせい		0.1	0.1	○			0.03, <0.03/<0.03,<0.03
その他の豆類		0.1	0.1				
すいか	0.3	1	○			0.03, 0.03/0.08(\$), 0.03	
メロン類果実	0.5	1	○			0.09, 0.09/0.20(\$), 0.10	
まくわうり		1					
みかん	0.2	1	○			0.03, 0.04/0.03, 0.03	
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.29, 0.15/0.33(#), 0.41(#)(%)	
レモン	1	1	○				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	1	○				
グレープフルーツ	1	1	○				
ライム	1	1	○				
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.10, 0.12/0.38(\$), 0.32(#) (炒す)	
りんご	1	1	○			0.05, 0.21/0.20, 0.41(\$)	
日本なし	0.3	1	○			0.09(#), 0.07/0.08, 0.12	
西洋なし	0.3	1	○			日本なし参照	
マルメロ		1					
びわ		1					
もも	0.5	1	○			0.16, 0.03/0.20, 0.06 /0.24(\$), 0.18/0.12, 0.08	
ネクタリン		1					
あんず(アブリコットを含む)	2	5	○			0.21, 0.19/0.58, 0.27 /0.86/0.95(\$), 0.53	
すもも(ブルーンを含む)	2	5					
うめ	2	2	○			0.07(#), 0.39/0.16(#), 0.04 /0.67(#)(%), 0.07	
おとうとう(チェリーを含む)		5					
いちご		5					
ラズベリー		5					
ブラックベリー		5					
ブルーベリー		5					
クランベリー		5					
ハuckleベリー		5					
その他のベリー類果実		5					
ぶどう	5	5	○			<0.03, 0.31(#)/0.76, 0.31 /0.43, 0.43/0.16(#), 0.32 /1.24(#), 0.77(#)/2.57(\$), 1.67 /0.98, 1.60, 0.93	
かき		1					
バナナ		1					
キウイ		1					
パパイヤ		1					
アボカド		1					
パイナップル		1					
グアバ		1					
マンゴー		1					
パッションフルーツ		1					
なつめやし		5					
その他の果実		5					
茶	15	20	○			10.8, 9.54/10.7, 5.69 (荒茶) 1.01, 1.17/1.67, 0.96 (浸出液)	
その他のスパイス	3	5	○			0.84, 1.55(\$)/0.86, 1.07 (みかん果皮)	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

イミベンコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.3
らつかせい	0.1
すいか	0.3
メロン類果実	0.5
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	1
りんご	1
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	2
うめ	2
ぶどう	5
茶	15
その他のスパイス ^(注2)	3

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

アジムスルフロン (Azimsulfuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤。 植物の分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクテート合成酵素 (ALS) の活性を阻害することにより植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	水稻／水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.095 mg/kg 体重/day [設定根拠] 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.59 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アジムスルフロン (親化合物) のみ										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.1	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.1										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 22 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										